

防府市高齢者等栄養指導事業実施要綱

令和2年7月1日制定

(趣旨)

第1条 この事業は、高齢者等及びその家族を対象に高齢者等の食生活改善及び栄養改善等の相談・指導を実施することで、高齢者等の生活の質の確保を図るとともに、もって、高齢者等の保健福祉の向上を図ることを目的とする。

(事業の内容)

第2条 この事業の内容は次に掲げるものとする。

- (1) 対象者宅や事業所に出向き、生活機能に関する問題を総合的に把握、評価し、社会参加を高めるために必要な相談・指導等を短期的に実施する栄養指導サービスの実施
- (2) 対象者宅を訪問して行う、食生活及び栄養改善に必要な相談、指導等の実施
- (3) 食生活において必要な注意事項とその対策に関する教室等の開催
- (4) 対象者に対し食生活において必要な注意事項とその対策に関する指導を行う者（在宅栄養士、食生活改善指導員、ボランティア等）との連携
- (5) 高齢者等の食生活上の留意点等に関する普及・啓発

(対象者)

第3条 前条第1号の事業の対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号。）第115条の4第1項第1号イに規定する第一号訪問事業の対象者のうち、特に閉じこもり等の心身の状況のために通所による事業への参加が困難で訪問による介護予防の取組が必要と認められる者（以下「栄養指導サービス事業対象者」という。）
- (2) 防府市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第4条第1項第1号イ（カ）に規定する第1号通所事業短期集中予防型サービスの利用者のうち、利用施設に管理栄養士が配置されていない場合で、栄養改善の相談・指導が特に必要と認められる者。（以下前号同様「栄養指導サービス事業対象者」という。）

2 前条第2号から第5号の事業の対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 前号を除くおおむね65歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみの世帯及

びこれに準ずる世帯に属する高齢者並びに身体障害者

(2) 前各号に掲げる者の家族

(実施主体)

第4条 事業の実施主体は防府市とする。

(事業の実施)

第5条 事業の実施に当たっては、管理栄養士の資格を有する者等専門的知識及び経験を有する者が行うこととする。

2 事業の実施に当たっては、保健・福祉・医療関係部局との連携を図り、事業の円滑な実施のための体制整備を図らなければならない。

3 事業の実施に当たっては、関係団体及び関係機関等と連携・調整を図らなければならない。

4 第3条第1項第1号の栄養指導サービス事業は原則1クール3か月とするが、事業の必要に応じ2クールまで可能とする。ただし、6か月を経過する前に目的が達成された場合、又は栄養指導サービス事業対象者から利用中止の申し出があった場合は、この限りではない。

5 第3条第2項第1号の実施期間は、おおむね3か月から6か月程度とする。ただし、おおむね3か月から6か月を経過する前に目的が達成された場合、又は栄養指導サービスの事業対象者から利用中止の申し出があった場合は、この限りではない。

(利用の申請)

第6条 事業の利用を希望する者は、防府市高齢者等栄養指導事業利用申請書兼決定書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(利用の決定及び通知)

第7条 市長は、前条の申請書の提出を受けたときは、この事業の利用について、次のとおり決定する。

(1) 栄養指導サービス事業対象者

当該利用希望者について、介護予防ケアマネジメントを実施して作成されたケアプランに基づき、利用の必要性について検討し決定するものとする。

(2) 前号以外の事業対象者

当該利用希望者について、その必要性を検討し決定するものとする。なお、要支援認定のある者については、介護予防ケアマネジメントを実施して作成されたケアプランを要介護認定のある者については、ケアマネジメントを実施して作成されたケアプランを必要とする。

2 前項各号の規定によりサービス利用の可否を決定したときは、利用希望者等に速やかに通知するものとする。

(事業の実施費用)

第8条 対象者の費用負担は無料とする。ただし、対象者が会場を指定した場合などの会場借り上げ料等、対象者に起因し生じた費用については、対象者の負担とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。